

## 島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

### 1. 「令和4年 保険料領収証明書」について

本組合では、所得税等確定申告用の証拠書として「保険料領収証明書」を1月上旬に組合員の皆様宛てお送りしました。参考として、下記のとおり年額保険料をお知らせ致しますのでご利用ください。

被保険者 区分	月 額			年 額 (1月から12月まで加入された方)	
	保険料 ① [基礎分]	保険料 ② [後期高齢者 支援金分]	介護保険料 ③ [40歳から 64歳の方]	40歳未満の方 65歳～74歳の方 ①'×3+①"×9 +②×12	40歳～64歳の方 ①'×3+①"×9 +②×12+③×12
組合員	①' 1～3月 31,000円 ①" 4～12月 32,000円	4,500円	5,000円	435,000円	495,000円
家族	①' 1～3月 6,000円 ①" 4～12月 7,000円	4,500円	5,000円	135,000円	195,000円
准組合員 (従業員)	①' 1～3月 6,500円 ①" 4～12月 7,500円	4,500円	5,000円	141,000円	201,000円

区 分	月 額	年 額 (1月から12月まで 加入された方)
後期高齢者組合員 (75歳以上の医師)	2,000円	24,000円

- 注) 1. 40歳から64歳の方は、保険料に介護保険料を合算した額を納付していただいています。  
 2. 令和4年途中に以下に該当される場合は、月額を参照のうえ算出してください。  
 ・ 途中で医師国保に資格取得された方、資格喪失された方  
 ・ 40歳になった方または65歳になった方  
 ・ 75歳になった方  
 3. 未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者：令和4年度は平成28年4月2日以後に生まれた方)に対する国の財政支援制度により、令和4年11月30日時点で本組合に加入する未就学児である被保険者に対して12月基礎保険料を1人当たり12,000円減額しています。この減額は今年度1回限りです。

### 2. 医療費通知を活用した医療費控除申告に係る医療費通知書〔暦年分〕の送付について

本組合では、「医療費通知(はがきサイズ)」として、隔月(奇数月)に受診実績のある組合員・准組合員(従業員)に向けお知らせしています。これは、受診歴と費用額等についてご確認いただくためにお知らせするものです。

更に、医療費通知書は、所得税等確定申告に係る医療費控除に利用できることから「令和4年分医療費に係る通知書〔暦年分〕(封書サイズ)」を2月中旬に組合員・准組合員(従業員)毎に発送いたします。それぞれ該当の皆様にお渡し下さいますようお願いいたします。

※ 昨年1年間に受診歴のない方には発行しておりません。

※ 「医療費通知書」は、再発行ができませんので大切に保管してご利用ください。

3. 整骨院や接骨院での「肩こり」「腰痛」の施術は保険の対象になりません(一部例外を除く)  
 ー柔道整復師による施術は、国民健康保険の適用(柔整施術療養費支給申請書上に記載できる)に制限がありますー

◆保険証が使える場合

- ①ねんざ ②打撲 ③挫傷(肉ばなれ) ④骨折、脱臼(緊急時以外は医師の同意が必要です)

◆保険証が使えない場合(全額自己負担となります)

- ①単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)肩こり・腰痛、筋肉疲労
- ②病気(神経痛・リウマチ・ヘルニアなど)による痛みやしびれ ③慰安目的のあん摩
- ④労災保険の対象となる仕事・通勤途中のケガ ⑤マッサージ代わりの利用 等

「療養費支給申請書」の確認をしましょう!

負傷原因・部位・月日・施術内容・負担金などを回答できるように、領収書は必ず保管しておき、施術の記録を残すなどしておきましょう。文書による照会の場合は、必ずご自身で記入して下さい。  
 施術にかかった療養費が適正なものかどうか確認するため、施術を受けた被保険者の皆様に文書で照会することがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

(様式第5号)  
**柔道整復施術療養費支給申請書**  
 令和4年 9月分

都道府県番号	32	施術機関コード	
保険者番号			3 2 3 0 1 4
記号・番号	6 0 - 0 1 2 3 4 - 0 0 0		
公費負担者番号①		公費負担医療の受給者番号①	
公費負担者番号②		公費負担医療の受給者番号②	
被保険者 世帯主・組合員の 受給者	氏名 <b>医師 太郎</b>	住所 〒690-0123 <b>島根県〇〇市〇〇町〇〇番地</b>	
療養を受けた者の氏名	生 年 月 日	負傷の原因・業務災害通勤災害又は第三者行為外の原因による *****	
<b>医師 花子</b>	1男 1明2大3短 2中 4平5令 35年4月5日	負傷原因の確認	
負 傷 名	負 傷 年 月 日	初 検 年 月 日	施 術 開 始 年 月 日
(1) <b>右膝部打撲</b>	4・9・13	4・9・13	4・9・13
(2) <b>右足首ねん挫</b>	4・9・13	4・9・13	4・9・13
(3)			
(4)			
(5)			
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13	14	15
	16	17	18
	19	20	21
	22	23	24
	25	26	27
	28	29	30
	31		
施 術 日	1	2	3
	4	5	6
	7	8	9
	10	11	12
	13</		

#### 4. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～ ※期間を延長しました

本組合では、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間に給与の支払いが無かった場合について傷病手当金を支給致します。(組合規約第16条の2)

適用となる期間は、令和2年1月1日から令和5年3月31日までの間です。

本傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請方法並びに申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合HPにも掲載しております。

なお、提出書類にある「(様式第10号-4-4)傷病手当金支給申請書(医療機関記入用)」は、各保健所から発行される「宿泊・自宅療養証明書(新型コロナウイルス感染症専用)」(写し可)又は「My HER-SYS(厚労省提供：新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム)による宿泊療養又は自宅療養を証明する書類(療養証明書)」画面の写しが代用できます。

#### 5. 後期高齢者の組合員の皆様へ ～インフルエンザ予防接種補助事業について～

本組合の「保健事業実施要綱」に基づき、後期高齢者の組合員の皆様にインフルエンザ予防接種事業を実施いたします。対象となる皆様には個別にご通知申し上げておりますので、申請手続きをお願いいたします。

1. 実施対象者：後期高齢者の組合員
2. 接種期間：令和4年10月1日から令和5年2月28日まで
3. 申請手続き：インフルエンザ予防接種補助申請書(保健事業様式第6号)に領収書(原本)を添えて医師国保組合に提出 ※接種後お早めに申請をお願いします。
4. 助成金額：申請された自己負担額の全額

**「マイナンバーカードの普及・利用促進に係る広報」がインセンティブ制度のポイントになっています** ～ご理解とご協力をお願いします～

1. マイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認」の開始についての広報
2. マイナンバーカードを利用した医療機関・薬局での各種サービスについての広報
  - ・ 被保険者証として利用できます(限度額認定証等の情報も付加されています)
  - ・ 特定健診や薬の情報をマイナポータルで一括管理し自身の健康管理に役立てられます(医療機関・薬局側も閲覧可能に)
3. マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付サービス」についての広報
  - ・ コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。(住民票は医師国保組合への加入や住所変更の届出に利用できます)詳しくは、「マイナンバーカード総合サイト」をご覧ください。

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～  
島根県医師国民健康保険組合 Tel : 0852-26-3100 URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>